（長時間にわたる航空移動）

第五条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第七条第二項に規定する法務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費基準額）

第六条　令第三条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第九条に規定する法務省令で定める額は、一日当たり、旅費支給規程第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に適用される額に相当する額とする。

２　令第三条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第九条ただし書に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる宿泊について、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一　内国の宿泊　現に支払った宿泊料の額が宿泊費基準額を超える場合であって、審問の円滑な実施上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと、審査会又は地方委員会が認めるとき。

二　外国の宿泊　現に支払った宿泊料の額が宿泊費基準額を超える場合であって、審査会又は地方委員会が次のいずれかに該当すると認めるとき。

イ　審問の円滑な実施上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したとき。

ロ　為替相場の変動その他呼出しをした時点において通常予見することのできない事情があったとき。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

法規的告示

○金融庁告示第九十四号

金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を定める件（令和三年金融庁告示第二十四号）は、令和七年十一月三十日をもって廃止する。

令和七年十一月四日

金融庁長官　伊藤　豊

○海上保安庁告示第二十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場の所在地について、令和七年十一月十七日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月四日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

変更する川崎事業所の所在地	変更前	変更後
神奈川県川崎市川崎区新川通十一番三号	神奈川県川崎市川崎区浅田三丁目一番十五号	

その他告示

○法務省告示第百三十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月四日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属
公証人　久保　豊
同　岩井　隆義
同　佐藤　真弘
同　錦織　聖
同　小暮　輝信
同　田近　年則
同　星野　敏
同　扇谷　俊春
同　國分　敬一
同　佐藤　主税
同　森川誠一郎
同　戸田　彰子
同　小栗　健一
同　北條　潔
同　榊原　信次
同　神谷　哲夫
同　江崎　孝司
同　坪井　宣幸
同　石﨑　功二
同　河瀬由美子
同　池田　信彦
同　伊藤　敏治
同　上杉　英司
同　宗野有美子
同　福島　司
同　金山　陽一
同　堀　楠雄

福岡法務局所属
同　金光　健二
同　重富　朗
同　長倉　哲夫
同　古賀　正二
同　宮城　直之
同　熊谷　浩一
同　前田　幸保
同　所田　雅一
同　中野　彰博
同　森　正史
同　横山　繁夫
同　佐々木信俊
同　長田　守弘
同　福嶋　斉
同　西江　昭博
同　秋山　実
同　吉田　光宏
同　高橋　亮介
同　向野　剛
同　中牟田博章
同　熊谷　靖夫
同　古﨑　孝司
同　岸本　寛成

○外務省告示第四百二十四号

令和七年九月二十五日にヌクアロファで、トンガ王国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　ｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　八億八千二百万円

３　署名者

日　本　側　稲垣久夫在トンガ大使

国際移住機関側　ソロモン・カンタ在フィジー事務所代表兼南太平洋地域調整官

○農林水産省告示第千六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山口県山口市秋穂二島字遠下山一〇一一六の一、字遠下一〇二二〇の一、黒川字平野一〇六八五の一、一〇六八五の一五、一〇六八五の一八、一〇六八五の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備